

三隅港

島根県土木部港湾空港課

〒690-8501 島根県松江市殿町8

☎0852-22-5201

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/port/harbor/kouwan/shimanenokouwan/misumikou.html>



1. 概況

三隅港は、島根県の西部浜田市三隅町に位置し、国の電源開発計画に基づき、石炭火力発電所が立地するエネルギー港湾として、昭和57年にそれまであった三隅町（当時）管理の地方港湾、松原港と湊浦港を包含して新たに島根県管理港湾として設置し、重要港湾に指定された。

昭和の初期頃には、九州・朝鮮方面への枕木素材、その他林産物の積出港として栄え、機帆船が出入りした時期もあったが、厳しい波浪条件下にありながら外郭施設がなく、その後は時代の推移につれて次第に衰退していった。

一方、沿岸漁業の基地としても利用されていたが、外郭施設が不十分なため船舶の停泊が不可能であったため、昭和22年から3ヵ年で防波堤を建設するとともに、その後、護岸、突堤等を逐次整備してきた。この間、昭和33年6月には当地域に松原港、湊浦港が地方港湾に指定されたが、昭和57年に新たに重要港湾三隅港が設置され、大きく生まれ変わった。

三隅港の整備は、昭和60年から直轄事業による防波堤（北）の建設着手によりスタートし、昭和61年度には中国電力（株）による火力発電所建設工事も始まった。

平成8年度には火力発電所立地に伴う占用岸壁、水深14m 1バース280m、水深8m2バース290mが完成し、また、平成9年度には防波堤（北）・防波堤（東）の完成により、平成10年6月には100万kw/h1基の操業が開始された。

平成3年度からは、公共岸壁などの港湾施設整備を県において開始し、平成17年度に各施設が完成した。

〈港湾計画〉

1. 基本方針

火力発電所の立地に対応したエネルギー港湾として、また、県西部の物資流通の拠点及び漁業基地としての機能強化を図るため、以下の方針により整備を行った。

- 1) 島根県西部における物資流通の拠点として港湾機能の整備充実を図る。
- 2) 中国地方における電力需要の増大に対処するとともに、エネルギー源の多様化を図るための石炭火力発電所の立地に対応した港湾整備を図る。
- 3) 漁業振興に資するための漁船用施設の整備拡充を図る。
- 4) 船舶の操船の安全の確保、良好な港湾環境の整備及び保全に十分配慮する。

2. 計画の内容

1) 外郭施設

北防波堤	900m
東防波堤	180m

2) 係留施設

岸壁	(-14m)	280m (専用)
〃	(-8m)	290m (専用)
〃	(-7.5m)	150m (公共)
〃	(-5.5m)	90m (公共)

3) 水域施設

鹿島東航路	(-16m)	幅員235m~470m
鹿島西航路	(-16m)	幅員235m~350m
泊地	(-14m)	面積23ha
〃	(-8m)	面積2ha
〃	(-7.5m)	面積2ha

4) 小型船だまり

泊地	(-2.5m~-4m)	面積1ha
防波堤		90m
物揚場	(-4m)	205m
〃	(-2.5m)	165m
船揚場		40m

5) 臨港交通施設

臨港道路松原幹線	2,150m
臨港道路松原ふ頭線	870m